

入札契約制度を見直します

この度の官製談合事件を受けて、再発防止のために建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等における入札契約制度について、次のとおり見直しを行います。

1 予定価格の事前公表

職員による発注に係る秘密情報の漏えいの再発防止対策として、予定価格を事後公表から事前公表へ見直します。（ただし、特定の者を指定して契約する案件（特命随意契約）を除きます。）

なお、予定価格の事前公表については、適切な積算を行わない業者が入札に参加する等の可能性もあるため、入札者から提出される入札金額の内訳（積算内訳書）の内容を複数人でチェックするなど、確認体制の強化を図ります。

2 変動型最低制限価格制度（ランダム係数型）の導入

ランダムに発生した係数を用いて最低制限価格を決定する変動型最低制限価格制度※（ランダム係数型）を導入するとともに、入札締切後に最低制限価格（調査基準価格及び失格基準価格）を算出・設定するよう見直します。

※ 最低制限基礎額にランダムに発生した係数（0.995～1.005）を乗じた額を最低制限価格とするもの。入札締切後にランダム係数を決定することにより、発注者を含め誰もが入札前に最低制限価格を知り得ないものとなる。

3 実施時期

令和3年5月17日以降に発注する案件から

本件に関するお問い合わせ先

契約監理課 審査契約室

電話 直通 / 027-898-6298